



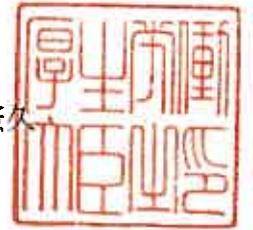
厚生労働省発基安0728第27号

令和3年7月28日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「港湾貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 港湾貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱

## 第一 船内荷役作業等における災害防止の措置に係る規定の充実

一 会員は、作業員に使用させる架設通路について、墜落の危険がある箇所には、高さ八十五センチメートル以上の手すり等を設ける等の措置を講じることとする。

二 会員は、作業員の転倒災害を防止するため、適切な移動・通行方法、作業位置・姿勢の確保等安全な作業方法により作業を行わせる等の措置を講じるよう努めることとする。

三 会員は、高さが二メートル以上の箇所で、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがある行為を伴う作業を行わせる場合には、作業床を設けなければならないこととする。

四 作業員の墜落防止のため使用させることを求めている「安全帯」を「墜落制止用器具」に改めることとする。

五 会員は、作業員等に海に転落するおそれのある箇所で作業を行わせるときは、溺れる危険を防止するため、救命胴衣、浮袋等の救命具を着用させなければならないこととする。

六 会員は、揚貨装置、クレーン等を用いて作業を行うときは、揚貨装置、クレーン等の作業範囲内に

作業員等を通行させ、又は立ち入らせてはならないこととする。

七 会員は、揚貨装置、クレーン等の運転の合図を行う者に、揚貨装置、クレーン等の作業範囲内に作業員その他の者がいないことを、指差呼称を行う等確実な方法により確認させることとする。

八 会員は、車両系荷役機械へのはさまれ、巻き込まれ、接触等を防止するため、他の作業員・荷役機械の接近を感知し警報を発する設備、広範囲監視モニター・カメラ、ドライブレコーダー等の安全運転支援設備の導入に努めることとする。

九 会員は、コンテナ上以外で高さが二メートル以上の箇所で行う場合において墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがあるときには、作業員に墜落制止用器具等を使用させなければならないこととする。

## 第二 交通労働災害防止に係る規定の新設

会員は、作業員に自動車等の運転を行わせるときは、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成二十年四月三日付基発第〇四〇三〇〇一号別添）に定められた交通労働災害防止のための管理体制の確立、走行管理、教育の実施、健康管理、交通労

働災害防止に対する意識の高揚等の事項を徹底するように努めることとする。

### 第三 健康管理に係る規定の充実

一 会員は、労働安全衛生法第六十六条の八の三の規定に基づき、労働者の労働時間の状況を把握しなければならぬこととする。

二 会員は、労働安全衛生法第六十六条の十等の規定に基づき、常時使用する労働者に対し、心理的な負担の程度を把握する検査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

三 会員は、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成十八年三月三十一日健康保持増進のための指針公示第三号）に基づき、職場におけるメンタルヘルス対策の推進に努めることとする。

四 会員は、熱中症を防止するため、W B G T値（暑さ指数）の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、労働者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努めなければならないこととする。

五 会員は、健康増進法及び労働安全衛生法に基づき、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙を防止するため、事業場の実情に応じた適切な措置を講じなければならないこととする。

六 会員は、疾病を抱えて治療中の労働者の治療と仕事の両立ができるよう労働者の申出に基づき、相談等支援に努めることとする。

第四 指差呼称、危険予知活動等に係る規定の新設

一 会員は、確実な安全確認の方法として指差呼称を積極的に導入し、普及・促進に努めることとする。

二 会員は、始業前のミーティングに危険予知活動を取り入れる等、危険予知活動の実施に努めることとする。

三 協会は、災害情報の提供、ヒヤリ・ハット事例の収集、提供、必要な図書等の頒布、危険体感研修、指差呼称・危険予知活動研修会の開催等支援に努めることとする。

第五 災害事故等の報告等に係る規定の拡充

協会は、重篤な災害が続発する場合には、災害の発生の内容を分析した上で、災害防止対策の基  
本方針を定め、緊急に組織を挙げて、最優先で災害防止に取り組むよう会員に対して要請することができ  
ることとする。

第六 自然災害等緊急事態への対応に係る規定の新設

一 会員は、港湾における地震、津波、高潮、集中豪雨等自然災害発生による緊急時の対応を適切に行うため、事前に緊急対応計画の策定、避難場所の確保・周知、避難訓練等の体制の整備に努めなければならないこととする。

二 会員は、自然災害による緊急事態発生時には、全ての労働者を安全な場所に避難させる等の措置を講ずることにより労働者の安全確保に努めることとする。

第七 規程の実施を確保するための措置に係る規定の拡充

一 会員は、各港において協力して安全パトロールを実施する等により、この規程の遵守を図り、安全衛生水準の向上に努めることとする。

二 協会は、情報通信技術（IT）及び人工知能（AI）の利用等による荷役形態の変化が安全衛生面へ与える影響を調査し研究を行うこととする。

第八 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第九 適用日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して九十日を経過した日から適用すること。